

- (2) 二肢以上に麻痺等があること。
- (3) 認定調査票における次の(一)から(四)までに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれ(一)から(四)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。
  - (一) 2-5 「2.何かにつかまればできる」又は「3.できない」
  - (二) 2-6 「2.見守り等」,「3.一部介助」又は「4.全介助」
  - (三) 4-5 「2.見守り等」,「3.一部介助」又は「4.全介助」
  - (四) 4-6 「2.見守り等」,「3.一部介助」又は「4.全介助」

2 平成18年9月30日において現に日常生活支援(この告示による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第169号)別表介護給付費等単位数表(2)において「旧介護給付費等単位数表」という。)の1の注5に規定する日常生活支援をいう。以下同じ。)の支給決定(法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けている利用者のうち、次の(1)又は(2)のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護等を行った場合に、障害程度区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定する。

- (1) 区分3(区分省令第2条第3号に掲げる区分3をいう。以下同じ。)以上に該当していること。
- (2) 日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の5の注1に規定する指定外出介護等の支給量(法第22条第4項に規定する支給量をいう。)の合計が125時間を超えていること。
- 3 指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第1項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。2において同じ。)に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める者が、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める者が、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6(区分省令第2条第6号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。
- 8 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 9 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第9の1のロの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。)又は旧法施設支援を受けている間は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2 移動介護加算

- イ 所要時間1時間未満の場合 100単位
- ロ 所要時間1時間以上2時間未満の場合 150単位

- ハ 所要時間2時間以上3時間未満の場合 200単位
- ニ 所要時間3時間以上の場合 250単位
- 注 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

- 3 利用者負担上限額管理加算 150単位
- 注 指定重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

第3 行動援護

1 行動援護サービス費

- イ 所要時間30分未満の場合 230単位
- ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 400単位
- ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 580単位
- ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 728単位
- ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 876単位
- ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 1,024単位
- ト 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 1,172単位
- チ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 1,320単位
- リ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合 1,468単位
- ヌ 所要時間4時間30分以上の場合 1,616単位

注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)にある利用者に対して、行動援護(当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(2において「指定行動援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置かれる従業者(注4において「行動援護従業者」という。)が行動援護に係る指定障害福祉サービス又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定行動援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 区分3以上に該当していること。
- (2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。
- 2 指定行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。)に位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める者が、指定行動援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定行動援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護等を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護等につき所定単位数を算定する。
- 5 行動援護サービス費は、1日1回のみ算定とする。
- 6 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、行動援護サービス費は、算定しない。